

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>生活衛生関係事業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の 30% の特別償却又は取得価額の 7% の税額控除できる措置を平成 24 年度末までの 2 年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12 租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42 租税特別措置法施行規則第 5 条の 9、第 20 条の 3</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲31,900 百万円 の内数）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

生活衛生関係営業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係営業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。

(2) 施策の必要性

現段階で、生活衛生関係営業の業況判断 DI (▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調であり、本制度の延長が必要な状況である。生活衛生関係営業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の営業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。

なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係営業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策中目標1 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		政策の達成目標	生活衛生関係営業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
		同上の期間中の達成目標	生活衛生関係営業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。
		政策目標の達成状況	財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新、改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置により毎年度一定の設備投資が行われており、営業施設の衛生水準の向上に寄与しているものである。
有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 34,672,730千円（設備取得額） 9,103件（件数） ※株式会社日本政策金融公庫調べによる	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比 7.8%増=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した新規の機械・装置等の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として、1,400億円(H22)を確保するとともに、貸付制度の充実を図る。</p>										
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>生活衛生関係営業を営む者に対して株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により新規の機械・装置等の取得を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。</p>										
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していくためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>										
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>設備取得額</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>85,141,253千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>69,186,721千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>60,284,853千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>59,466,419千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>46,531,832千円</td> </tr> </table> <p>(出典：「業務統計年報」国民生活金融公庫生活衛生資金 設備資金貸付実績)</p>	平成17年度	85,141,253千円	平成18年度	69,186,721千円	平成19年度	60,284,853千円	平成20年度	59,466,419千円	平成21年度	46,531,832千円
	平成17年度	85,141,253千円										
	平成18年度	69,186,721千円										
	平成19年度	60,284,853千円										
平成20年度	59,466,419千円											
平成21年度	46,531,832千円											
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成21年に設備投資を実施した企業割合(設備投資実施企業割合)は24.2%(飲食業のみは21.7%)=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向調査」平成22年1-3月期特別調査)、前年比で3.3%増(飲食業のみは1.7%増)であり、生活衛生関係営業者の新規の設備投資が活発化しており、本税制が企業の設備投資行動に寄与していることが伺える。</p>											
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>生活衛生関係営業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p>											
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、中小企業者である一部の生活衛生関係営業者の新規の機械・装置等の取得の促進が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p>											

これまでの
要望経緯

昭和62年 創設
平成21年度 国税において延長